

28高建管第90号  
平成28年4月28日

各建設業許可業者 様

高知県土木部建設管理課長  
(公 印 省 略)

## 建設業法等改正に関する説明会の開催案内及び 建設業活性化プランの概要資料の送付について

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、建設業法等改正に関する説明会を下記のとおり開催しますので、積極的なご参加をお願いいたします。なお、建設業許可関係と経営事項審査関係の改正概要資料も同封しておりますので、ご確認下さい。

また、建設業活性化プランに関する概要資料も同封しておりますので、併せてご覧下さい。

### 記

#### 1 説明内容

- (1) 建設業法等改正に伴う建設業許可関係の改正概要について
- (2) 建設業法等改正に伴う経営事項審査関係の改正概要について

#### 2 開催日時及び会場

開催日時	会 場	住 所 等
5月 26日 (木) 10:00~12:00	宿毛市総合社会福祉センター	宿毛市高砂4-56 Tel:0880-65-7665
5月 30日 (月) 14:00~16:00	高知県立県民文化ホール (オレンジ)	高知市本町4-3-30 Tel:088-824-5321
6月 2日 (木) 14:00~16:00	田野町総合文化施設ふれあいセンター	安芸郡田野町1456-42 Tel:0887-38-2511
6月 3日 (金) 14:00~16:00	須崎市立市民文化会館	須崎市新町2-7-15 Tel:0889-43-2911

※受付：開始時間の20分前（高知会場のみ30分前）

#### 3 注意事項

- ・ 高知県立県民文化ホールは、駐車場がありませんので、公共交通機関等のご利用をお願いします。また、その他の会場も駐車場が不足していますので、公共交通機関の利用又は自家用車の乗り合わせ等のご協力をお願いします。
- ・ 出席の事前申し込みの必要はありません。

## 建設業法等改正に伴う許可の改正点について（H28.6.1 施行）

平成28年6月1日施行の建設業法等の改正に伴い、以下の変更点がありますのでお知らせします。

この改正により、変更がある許可申請書等の新様式については、高知県建設管理課ホームページに掲載します。（H28.6.1 掲載予定）

**★施行日（平成28年6月1日）以降の申請については、全て新様式をご使用下さい。**

### 1. 「解体工事業」の業種区分新設について

#### （1）建設業の許可について

現行の建設業法で「とび・土工工事業」として行われてきた解体工事について、建設業許可に係る業種区分として「解体工事業」が新設されます。これにより、解体工事業を営む者は、解体工事業の許可が必要となります。ただし、経過措置があり、その内容については下記の通りです。

**【経過措置について】**（経過措置期間：H28.6.1～H31.5.31）

・ 施行日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間（平成31年5月31日まで）は、「解体工事業」の許可を受けずに解体工事業を施工することができます。

※平成31年6月1日以降は、「解体工事業」の許可が必要です。

・ 施行日前の「とび・土工工事業」に係る経営業務の管理責任者としての経験は、「解体工事業」に係る経営業務の管理責任者の経験とみなします。

以下、次のおり表記します。

- ・ 施行日前に取得した「とび・土工工事業」 = 「旧とび・土工工事業」
- ・ 施行日以降に取得した「とび・土工工事業」 = 「新とび・土工工事業」

#### （2）技術者の要件について

「旧とび・土工工事業」の技術者は、平成33年3月31日までの間は、解体工事業の技術者としてみなされます。平成33年4月1日以降は、解体工事業の要件を満たす技術者の配置が必要です。

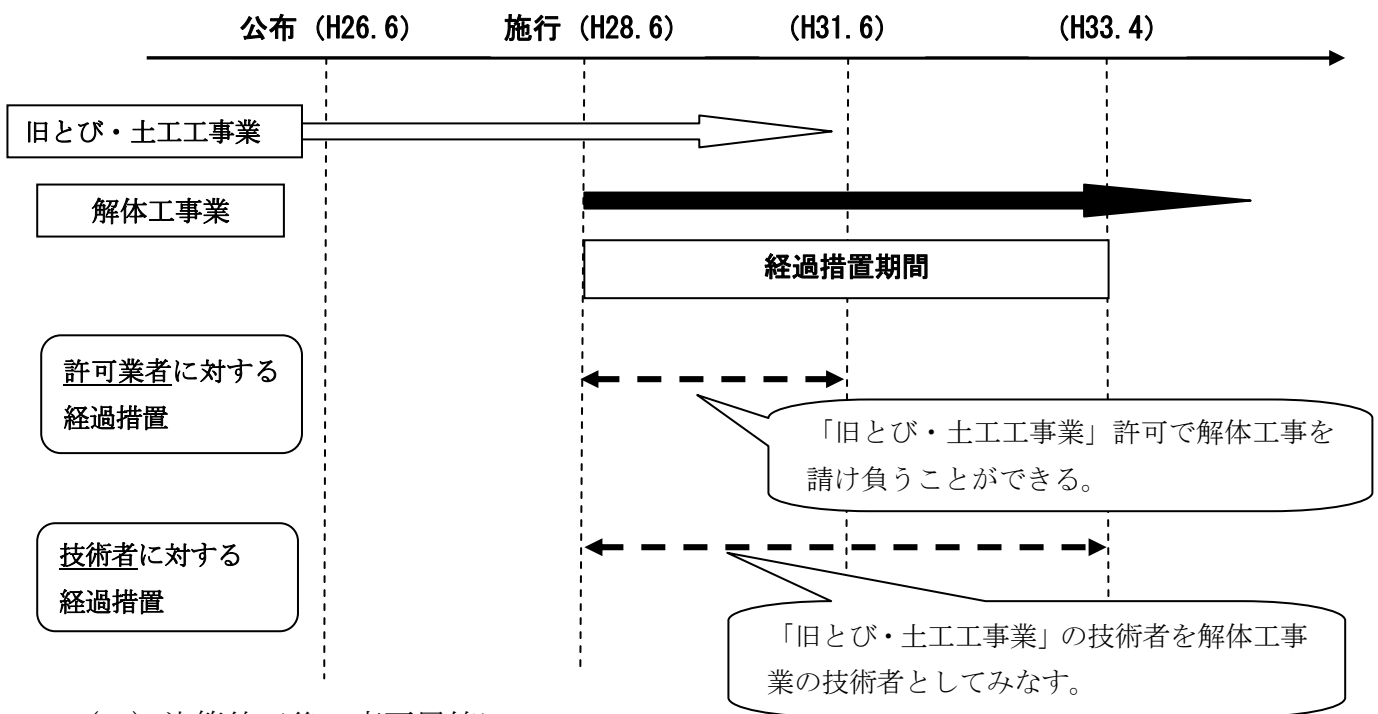
資格については、高知県ホームページの「技術者の有資格コード一覧」をご確認ください。（H28.6.1 掲載予定）

※なお、改正に伴い、資格コードの表記に変更がありますので、併せてご注意ください。

**【実務経験について】**

- ・ 「解体工事業」の実務経験年数は、「旧とび・土工工事業」の実務経験年数のうち解体工事業に係る実務経験年数とします。
- ・ 「新とび・土工工事業」の実務経験年数は、「旧とび・土工工事業」の全ての実務経験年数とします。

○施行後の経過措置について



(3) 決算終了後の変更届等について

「解体工事業」の業種新設に伴い、決算終了後の変更届等の完成工事高の記載に変更があります。

○許可申請時及び決算終了後の変更届について

- ・ 施行後の経過措置期間（平成31年5月31日まで）に、「旧とび・土工工事業」で契約した解体工事の完成工事高は、「その他工事」に計上して下さい。ただし、「解体工事業」の許可申請時及び許可取得後の決算終了後の変更届は、「解体工事業」に計上して下さい。
- ・ 施行日前に「旧とび・土工工事業」で契約した解体工事については、完成工事高を分けて記載する必要はありません。

○経営事項審査について

- ・ 経営事項審査については、別添「建設業法に伴う経営事項審査の改正点について」をご覧ください。

(4) 建設リサイクル法\*における解体工事業の登録について

建設業法の「解体工事業」の業種新設に伴い、建設リサイクル法に基づく、解体工事業の登録に関する規定が改正されます。

【改正内容】第21条 （\*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

『解体工事業を営もうとする者（建設業法別表の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る同法第三条第一項の許可を受けた者を除く。）は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。』

「とび・土工工事業」⇒「解体工事業」に改正

※「旧とび・土工工事業」で解体工事業を営んでいる者については、建設業法の経過措置に合わせて、施行日から平成31年5月31日までの3年間は解体工事業の登録は不要です。

## 2. 許可申請書の様式変更について

今回の改正により、以下の様式に変更になります。新様式は、高知県建設管理課ホームページに掲載します。(H28.6.1 掲載予定)

**★施行日(平成28年6月1日)以降の申請については、全て新様式をご使用下さい。**

### 【許可申請】

※変更のある様式に網かけをしています。

様式	申請書類等	改正内容
	建設業許可申請書表紙及び略図記入様式(高知県独自様式)	
1号	建設業許可申請書	「解体」の業種欄の追加。経営業務の管理責任者の氏名欄増設。
別紙1	役員等の一覧表(H28.6より個人事業者の提出不要)	経営業務の管理責任者欄の削除。用紙下部の記載要領の変更。
別紙2-1	営業所一覧表(新規許可等)	「解体」の業種欄の追加。
別紙2-2	営業所一覧表(更新)	
別紙3	収入印紙、証紙等はり付け欄	
別紙4	専任技術者一覧表	
2号	工事経歴書	
3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	
4号	使用人数	
6号	誓約書	
7号	経営業務の管理責任者証明書 ※新規等は経営の経験がわかる書類を添付	
7号別紙	経営業務管理責任者略歴書	
8号	専任技術者証明書(新規・変更)	「解体」の業種欄の追加。
	資格証明書(写し)※資格要件に応じ提出	
	監理技術者資格者証の写し	
	卒業証明書(原本)※資格要件に応じ提出	
9号	実務経験証明書	
10号	指導監督の実務経験証明書	
	その他の資格証明書	
	監理技術者資格者証の写し	
11号	令3条に規定する使用人の一覧表	
11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)	「解体」の業種欄の追加。
12号	許可申請者(法人の役員・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	用紙下部の記載要領の変更。
13号	令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	
	定款	
14号	株主(出資者)調書	
15号	貸借対照表	
16号	損益計算書 完成工事原価報告書	
17号	株主資本等変動計算書	
17号の2	注記表	
17号の3	附属明細表	
18号	貸借対照表	
19号	損益計算書	
	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	
20号	営業の沿革	
20号の2	所属建設業者団体	
	納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	
20号の3	健康保険等の加入状況	日付欄、申請者欄、許可番号欄の増設。
	健康保険等の加入状況がわかる確認資料	
20号の4	主要取引金融機関名	
	役員等及び令3条使用人の「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」	
	役員等及び令3条使用人の「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当せず、また破産者で復権を得ないものに該当しない旨の証明	
	残高証明書・融資証明書	

### 【変更申請】

様式	申請書類等	改正内容
22号の2	変更届出書	「解体」の業種欄の追加。
22号の3	届出書	
22号の4	廃業届	「解体」の業種欄の追加。

### 3. 健康保険等の加入状況の変更届出について

既に提出をしている「健康保険等の加入状況（様式 20 号の 3）」の内容に変更があった場合、決算終了後の変更届出書の提出時と一緒に提出して下さい。

### 4. 特定建設業許可及び監理技術者等の配置要件について

特定建設業許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の下限について以下の変更があります。

※民間工事における施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金額の下限においても同様の引き上げます。

<b>建築一式工事：4,500 万円→6,000 万円</b> <b>建築一式以外の工事：3,000 万円→4,000 万円</b>
---

また、工事現場ごとに配置される主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額については以下のように変更されます。

<b>建築一式工事：5,000 万円→7,000 万円</b> <b>建築一式以外の工事：2,500 万円→3,500 万円</b>
---

★建設業法等改正の詳細、様式等については、下記ホームページをご覧ください。

◆国土交通省土地・建設産業局建設業課ホームページ：

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr1\\_000041.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr1_000041.html)

「建設業法施行令の一部改正する政令」の閣議決定について

[http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13\\_hh\\_000409.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000409.html)

◆高知県土木部建設管理課ホームページ：

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/kyokatou-index.html>

# 建設業法等改正に伴う経営事項審査の改正点について（H28.6.1 施行）

解体工事業追加等に係る建設業法等の改正に伴い、平成 28 年 6 月 1 日より経営事項審査（以下「経審」という。）の審査基準が改正されます。その概要は以下のとおりです。

## 1 経審改正の概要

### (1) 経審の経過措置について

法施行後の経過措置期間中（H28.6.1～H31.5.31 の 3 年間）に限り、「とび・土工工事業」・「解体工事業」の経審結果に加え、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」を使用し、これまでの「とび・土工・コンクリート」と変わらない経審結果を算出し、通知します。

#### ※経過措置の背景

法施行後（H28.6.1 以降）の経審において、これまでの「とび・土工工事業」の完成工事高は、解体工事を除くとび・土工工事業と解体工事業に切り分けて計上する必要があり、事業者によっては、これまでのとび・土工工事業の経審結果と比べ大きな変動が生じる可能性があるため。

### (2) 経審申請書への記載方法について

#### ① 工事種類別完成工事高・元請完成工事高について【経審申請書様式：別紙一】

法施行後の経過措置期間中（H28.6.1～H31.5.31 の 3 年間）は、「とび・土工工事業」又は「解体工事業」の経審を受審される方は、経審申請書の別紙一（工事種類別完成工事高・元請完成工事高）において、必ず「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」も記載します。

<例> とび・土工（解体を除く）を 100、解体を 50、その他工事（許可業種以外の工事）を 20 施工している場合における、経審申請時の許可保有状況別（3 パターン）の完成工事高（経審申請書別紙一）の記載金額について

経審申請時の許可保有状況 (経過措置期間中)	経審の完成工事高【申請書：別紙一】				合計
	050 とび・ 土工	290 解体	300 とび・土 工・解体（経 過措置）	その他	
i 「とび・土工」の許可 のみの場合	100	-	150	70 (解体 50+ その他 20)	170
ii 「解体」の許可 のみの場合	-	50	150	120 (とび 100+ その他 20)	170
iii 「とび・土工」+「解体」 の両方の許可がある場合	100	50	150	20 (その他 20)	170

#### ② 技術職員について【経審申請書様式：別紙二】

法施行後の経過措置期間中（H28.6.1～H31.5.31 の 3 年間）は、経審申請書の別紙二（技術職員名簿）において、1 人の技術者について 2 業種までという制約が一部変更になります。

◆ 「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請し

ても1の業種とみなします。(通常、技術職員1人につき申請できる建設業の種類は2つであるところ、当該ケースに限り3つとなることを認めます。)

※この場合、業種コードは99を使用します。

- ◆ 「とび・土工事業」及び「解体工事業」の業種を選択した場合は、必ず「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」にも加点されます。

＜例＞ 【経審申請書：別紙二】において、業種コード「05：とび・土工」、「29：解体」及び「99：とび・土工・解体(経過措置)」を選択した場合における、それぞれの加点について

	業種コード1	業種コード2	加点1	加点2	加点3	加点4
例1	01 土木	05 とび・土工	土木	とび・土工	とび・土工・解体(経過措置)	
例2	01 土木	29 解体	土木	解体	とび・土工・解体(経過措置)	
例3	01 土木	99 とび・土工・解体(経過措置)	土木	とび・土工	解体	とび・土工・解体(経過措置)

- ※ 例1 「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」が記入された技術職員は「とび・土工事業」及び「とび・土工事業・解体工事業(経過措置)」の技術職員として、  
 例2 「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」が記入された技術職員は「解体工事業」及び「とび・土工事業・解体工事業(経過措置)」の技術職員として、  
 例3 「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事業(経過措置)」のコード「99」が記入された技術職員は「とび・土工事業」、「解体工事業」及び「とび・土工事業・解体工事業(経過措置)」の技術職員として、  
 それぞれ審査されます。

### (3) 法施行後(H28.6.1以降)における経審申請時の「確認資料」

審査項目	確認資料
【別紙一】 工事種別完成工事高、 工事種別元請完成工事高	≪提出書類≫ ・ 直前2年または3年分のとび・土工・コンクリート工事と解体工事の工事経歴書(切り分けを行ったもの)

#### ○ 解体工事業追加に伴う完成工事高の切り分けについて

- 法施行後(H28.6.1以降)に「とび・土工事業」又は「解体工事業」の経審を申請する場合

→ 経審の申請時に、直前2年又は3年分の「とび・土工工事」と「解体工事」に切り分けた工事経歴書を提出してください。

(経審申請書の別紙一において、2年平均を選択した場合は2年分、3年平均を選択した場合は3年分提出。)

- 直前2年または3年分の「とび・土工事業」の工事経歴書が、全て「とび・土工・コンクリート工事(解体工事がゼロ)」である場合

→ 改めて経審時に工事経歴書を切り分けて提出する必要はありません。

- 「とび・土工・コンクリート工事」と「解体工事」に工事経歴書を切り分けて提出する場合の記載件数について

→ それぞれの工事ごとに、合計金額及び元請合計金額の7割に達するまでの件数又は10件のいずれか少ないほうの件数まで記載してください。

- 工事経歴書を「とび・土工工事」と「解体工事」に切り分けて記載した事により、前期及び前々期分の工事経歴書に、新たに税込 500 万円以上の工事が記載されることになった場合

→ 経審の際に、改めて当該契約書を持参する必要はありません。

※ 当期分（今回、経審を受ける審査基準日決算の分）につきましては、通常と同様に「とび・土工工事」と「解体工事」の税込 500 万円以上の契約書をご持参ください。

## 2 改正の施行日

平成 28 年 6 月 1 日

- ・ 平成 28 年 6 月 1 日以降に申請される方は、審査基準日（決算日）にかかわらず、すべて新基準が適用されます。

## 3 その他（H29 県入札参加資格について）

県では平成 29 年度の入札参加資格から、解体工事業の入札参加資格者名簿を作成する予定です。

◆ 建設業法の経過措置に基づき、法施行日（H28.6.1）時点で「とび・土工工事業」の許可を有している事業者が、「とび・土工工事業」の経審を受審している場合、解体工事業の入札参加資格を申請することが可能として取扱います。

◆ 「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の入札参加資格の格付けに用いる経審点

① H28.6.1 より前に経審を受審された事業者

→ 「とび・土工工事業」の経審点を使用

② H28.6.1 以降に経審を受審された事業者

→ 「とび・土工・解体（経過措置）」の経審点を使用

(=旧とび・土工と変わらない経審結果)

○改正に関する詳細、様式等は下記ホームページでご確認ください。

◆国土交通省土地・建設産業局建設業課ホームページ：

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr1\\_000041.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr1_000041.html)

「建設業法施行令の一部改正する政令」の閣議決定について

[http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13\\_hh\\_000409.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000409.html)

◆高知県土木部建設管理課ホームページ：

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/keiejikousinnsakannkei-index.html>



## 27年度 18,553千円

## 28年度 16,130千円

### 1. 公共工事の品質と担い手の確保

#### (1) 工事の平準化への更なる取組

- ・平準化に資する繰越の拡大(9月+12月) 約203億円の予算確保 (※26年度：約146億円)
- ・中小建設業者向けの平準化 **ゼロ県債**の予算確保 **6.3億円** (※26年度：約6億円)
- ・各市町村への平準化を働き掛け(7月、9月 市町村との協議会)

#### (2) 技術者等の人材育成・確保

- ・県内土木建設科設置高校と地元建設業界との連携強化 インターンシップの実施 (20事業者：**3校で参加者 46名**)
- ・現場見学会の実施 (12現場：**5校で参加者 159名**)
- ・移住施策と連携した有用人材確保策の実施 U・Iターン就職説明会の実施 (東京、大阪、高知：**参加者 28名**)

#### (3) 発注業務の適正化の促進

- ・品確法等の改正を受けた対応 (県・市町村間で協議し方針を確認)
- ・余裕のある工期の設定 (事業者の手持工事量や休日確保にも配慮)

### 2. 県内建設業の活性化への支援

16,809千円

#### (1) 技術開発の支援

- ・新技術研修会の実施 (10月開催：**参加者 151名**)

#### (2) 施工力向上の支援

- ・施工力向上研修会の実施 (4会場：**参加者 444名**)
- ・維持管理エキスパート研修会の実施
- ・初級レベル3回、中級レベル2回実施 (**参加者 のべ380名 (実数184名)**)
- ・建設業アドバイザー制度の活用
- ・建設業者の要望に対し、専門家による個別の指導・助言 (**10事業者で39回実施**)
- ・効率化に向けた情報化技術の活用促進
- ・情報化技術活用検討委員会の実施(7月、1月開催)
- ・C I M講演会2015で高知県の情報化技術普及に関する取組紹介(11月開催：**参加者 78名**)
- ・3次元モデル作成講習会の実施 (11月開催：**参加者 20名**)
- ・高知工科大学で土木の3次元モデルの活用に関する講習会を実施 (1月開催：**参加者 35名**)

#### (3) 人材確保の促進

- ・雇用環境改善研修会の実施 (4会場：**参加者 113名**)
- ・業界団体が行う入職・定着促進事業の支援
- ・建設業活性化事業費補助金による支援 (建設バス、U・Iターン就職説明会)

#### (4) その他の取組

- ・建設業活性化事業費補助金
  - ①高知県建設業協会の取組
    - けんせつコンテュースト(8月募集：**434件の応募**)
    - こうち防災フェスタ2015(11月29日中央公園で開催 **約5千人**の来場)
    - 建設業のテレビCM等(まもるくんのCM)
  - ②中村地区建設協同組合の取組
    - 中村地区での防災イベントの開催(2月21日下田中学校で開催)
    - 維持委託事業者のキャリアセッション対策
    - 維持委託業務における出来高部分払いの試行 (**14件**)
    - ・建設業活性化支援窓口の設置
    - ・建設業活性化支援窓口の設置
    - 相談件数**11件**(うち5件建設業アドバイザー制度実施へ)

### 3. コンプライアンスの確立に向けて

1,744千円

#### (1) 事業者向けコンプライアンス研修の開催

- ・談合防止に加え、不当要求への対応も研修に追加
- ・6月(5回)9月(3回)開催 (**参加者数 1,196名**)
- (2) 県・市町村職員向けコンプライアンス研修の開催
  - ・9月(11回)12月(2回)開催 (**参加者数 県1,150名 市町村105名**)
- (3) 高知県建設業協会による活動の検証等
  - ・取組み活動実績報告の提出(四半期毎)

事業者向けコンプライアンス研修  
士木一方式ランク別

ランク	H26 参加率	H27 参加率	目標
A	100%	100%	100%
B	85%	85%	90%
C	66%	61%	70%
D	44%	44%	50%



### 発注者側の技術力向上とチェック体制の強化

#### (1) 工事の平準化への取組

- ・工事の早期発注と繰越制度の柔軟な活用
- ・各市町村への平準化の働き掛けを実施

#### (2) 技術者等の人材育成・確保

- ・県内土木建設科設置高校等と地元建設業界との連携強化
- ・移住施策と連携した有用人材確保策の実施

#### (3) 発注業務の適正化の促進

- ・余裕のある工期の設定 (週休2日の促進にも配慮)
- ・積算ミスを起こさないためのチェック体制の強化等
- ・職員の積算能力の向上

### 2. 県内建設業の活性化への支援

14,386千円

#### (1) 技術開発の支援

- ・新技術研修会を実施
- ・技術開発に取り組む個々の建設業者を支援
- ・建設業アドバイザー制度の活用促進
- ・やる気のある建設業者の勉強会等の立ち上げを支援
- ・技術開発志向の建設業者を把握し個別支援

#### (2) 施工力向上の支援

- ・建設業者のニーズに合致した研修会を実施
- ・工程管理や品質向上等
- ・維持管理エキスパート研修会
- ・初級・中級・上級レベルの研修を実施
- ・建設業アドバイザー制度の活用
- ・建設業者の要望に対し、専門家による個別の指導・助言
- ・効率化に向けた情報化技術の活用促進
- ・情報化技術活用検討委員会の実施
- ・3次元モデル作成講習会の実施

#### (3) 人材確保の促進

- ・雇用環境改善の為の研修会を実施
- ・業界団体が行う入職・定着促進事業の支援
- ・建設業活性化事業費補助金による支援
- ・入職・定着促進に取り組む建設業者への個別支援
- ・建設業アドバイザー制度による支援

#### (4) その他の取組

- ・建設業活性化事業費補助金による支援
- ・広報、入職・定着促進、勉強会等の開催支援など
- ・維持委託業務の出来高部分払いを実施
- ・建設業活性化支援窓口による相談受付

### 3. コンプライアンスの確立に向けて

1,744千円

#### (1) 事業者向けコンプライアンス研修の開催

- ・元下関係の適正化(建設業法関係)を研修内容に追加
- (2) 県・市町村職員向けコンプライアンス研修の開催
- (3) 高知県建設業協会による活動の検証等